JAめぐみの

令和８年８月３日

各　位

変動金利(住宅ローン)の基準金利見直しについて

めぐみの農業協同組合は「短期プライムレート」の改定に伴い、住宅ローンの変動金利の基準金利を下記のとおり見直しいたします。

記

１．令和８年９月３０日以前に住宅ローンをお借入の方

金利見直し基準日	新利率の適用開始日
令和８年１０月１日	令和８年１２月の約定返済日の翌日より変更

○当農業協同組合におけるお借入後の金利適用の考え方は以下のとおりです。

４月１日および１０月１日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年２回見直しを行い、６月・１２月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。

元利均等返済方法における返済額の考え方

お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、１０月１日の基準日を５回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。５回目の１０月１日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を５回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の１．２５倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。

イメージ図

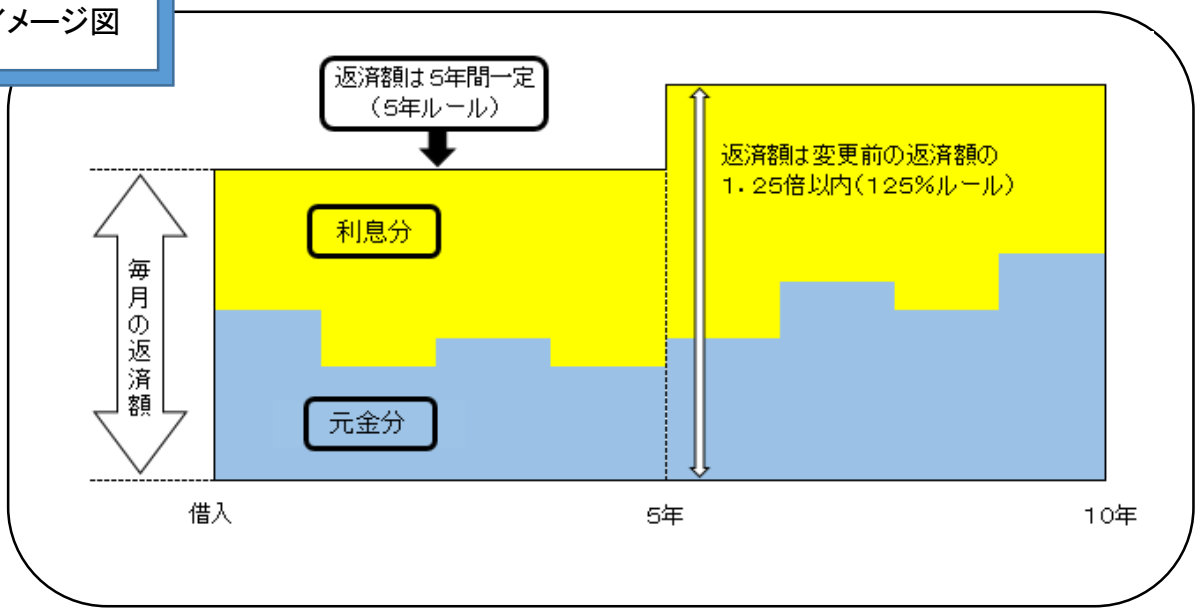

２．令和８年１０月１日以降令和９年３月３１日までに住宅ローンをお借入の方
・令和８年９月１日の基準金利を適用いたします。

○当農業協同組合におけるお借入時の金利適用の考え方は以下のとおりです。

３月１日および９月１日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年２回見直しを行い、４月１日および１０月１日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（３月１日および９月１日）以降、次回基準日までに基準金利（住宅ローンプライムレート）が年０．５％以上乖離した場合は、１か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。

以上

本件ご照会先：本店金融共済推進部金融共済企画課
ＴＥＬ：０５７５－２３－５１７１